

平成27年度公私立中学校・高等学校教員相互派遣交流研修事業の概要

		公立学校教員 (公立学校から私立学校に派遣)	私立学校教員 (私立学校から公立学校に派遣)
目的		公立学校（私立学校）の教育活動に従事しながら、組織体制や学校運営、人材育成等について、幅広く研修することにより、教員としての視野を広げ、資質の向上を図る。	
派遣先における勤務条件等	勤務時間	週休2日、週40時間。 原則として、勤務時間外に及ぶ勤務の命令は行わない。	
	休暇	派遣元の規定に基づく。 有給休暇 20日 夏季休暇 5日 年末年始休暇 12月29日から 1月3日まで など	派遣元の規定に基づく。
	給与	派遣元が負担。	
	時間外手当	支給しない。	
	出張	派遣先の命令による。旅費も派遣先の規定に基づき支給。	
	授業以外の役割	正規の学級担任はできない。ただし、それ以外の役割（校務分掌等）については、各学校の状況に応じ、可能な範囲（泊を伴う出張は不可）で担当。	
会議・行事への参加	各学校の状況に応じ、可能な範囲で参加。		
研修生の資格	学校教育に関して識見、教養、経験があり、学校長が推薦する者であること 加えて、原則として、教職経験年数が10年以上の者であること	学校教育に関して識見、教養、経験があり、学校長が推薦する者であること	
交流期間	1年間		
交流人員	双方若干名（24年度実績 公立2名・私立2名） （25年度実績 公立1名・私立0名）		
その他	月1回、半日程度、研修生を対象とした研修会を開催し、最終的に一定の成果物をまとめる。		